

女性部

税に関する絵はがきコンクール

令和5年度

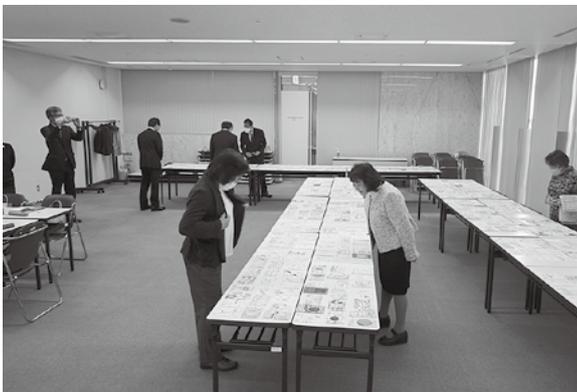
開催報告

次代を担う子ども達に税の大切さや役割を伝える租税教育活動の一環として、女性部では毎年『税に関する絵はがきコンクール』を開催しています。

この取り組みは管内小学校6年生を対象に青年部が講師役を担当して実施される租税教室を受講した児童に、授業を通じて税について学んだことや感じたことを一枚の絵はがきにってもらう取り組みです。本年度も数多くの小学校からご理解をいただき、15校から909作品が寄せられました。

昨年11月には松本税務署より齋藤副署長をはじめとした幹部の方にもお越しいただき審査会が実施され、松本税務署長賞、松本法人会女性部長賞（いずれも表紙にも掲載）をはじめとする各賞が選出されました。年明け1月に税務署長賞、2月には女性部長賞を受賞した児童を田中松本税務署長、渡辺女性部長が訪問し表彰状等を授与いたしました。入賞作品につきましては確定申告期間中松本税務署に展示されています。

どこでも申告・納税 イータックス (<http://www/e-tax.nta.go.jp>)



選考会の様子



田中松本税務署長（右）、渡辺女性部長（左）と受賞した児童



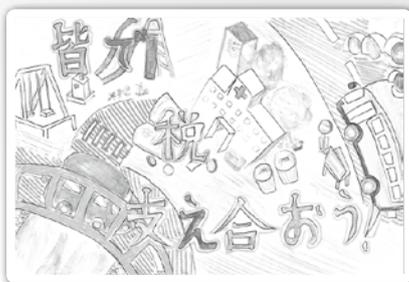
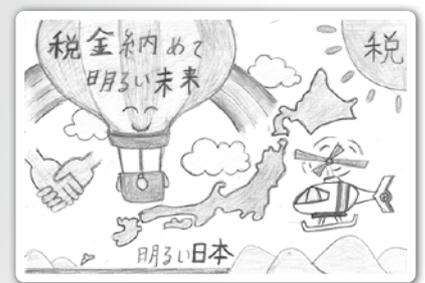
松本税務署長賞受賞作品



松本法人会女性部長賞受賞作品

【入賞作品より】





松本税務署確定申告会場

たくさんのご応募 ありがとうございます♪





皆さん
こんにちは♪

有限会社 ホテルニューステーション
松本市中央
代表取締役 小林 篤史 氏

『地元のお客様を大切に』

昨年12月にホテル業50周年、今年1月には法人設立70周年を迎えられました。松本駅前96の客室を持つ地域に根差したローカルホテルを運営されています。コンセプトは「居心地の良いホテル、アットホームなホテル」。もちろん、観光客やインバウトのお客様も大切におもてなしされますが、特に大事にされているのが地元のお客様とのことです。地域になくてはならないホテルを目指されています。

今回お話を伺った小林社長はなんと、今年2月26日に代表取締役に就任されたばかりです。大学、ホテルの専門学校を経て入社後、リーマンショックや東日本大震災、コロナ禍と大変な時期を経験されましたが、そんな厳しい時期を幾度となく乗り越えてこられました。新しいチャレンジにも積極的で、その中の一つに「ランニングステーション」の運営がごございます。仕事の合間や終わりにも気軽にランニングやウォーキングを楽しみたいという方向けに、ロッカールームやお風呂等を提供するサービスで、地元の方の拠り所としてほしいという想いで日々の業務に取り組まれています。

新社長に就任されるとともに、ご家庭では3児の父親としても多忙な毎日をお過ごし小林さん。「趣味のランニングやサウナを通じて頭も体もリフレッシュしています♪」と素敵な笑顔でお話しくれました。ますますのご活躍をご期待いたします！

(澤田恵輔編集委員)



頑張ってます!!

『地域の一員として一緒に課題を乗り越えていけるように』

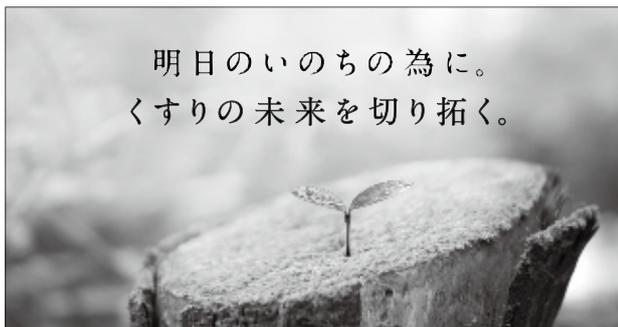
株式会社 長野銀行波田支店
松本市波田

立岩 綾佳 さん

長野銀行波田支店の立岩綾佳さんをご紹介します。人との触れ合いが好きで、地域に貢献できる仕事を志し長野銀行に入行されました。入行後は地元である佐久市の支店で経験を積み、ご結婚を機に松本市に移られ現在は波田支店でアルプス山岳郷エリア担当として個人・法人のお客様向けの営業活動に取り組まれています。

仕事のやりがいを「お客様の色々な悩みやご相談に対応し、喜んでもらった時の嬉しさ」と語られた立岩さん。この地域の印象を「地域を愛されている方がとても多い」とお話しくださいました。そうした方々と触れ合う中でご自身もこの地域が好きになり、地域ボランティア活動にも参加されるなど交流を深めています。そして自分も地域の一員として一緒に課題を乗り越えていけるよう、お客様のお話をしっかりと聞き、自分に出来ること、長野銀行に出来ること、専門家に出来ることなどを考え行動しているそうです。

お酒がお好きで(そんなに強くないと言っていました♪)、人との繋がりをとても大切にされているという立岩さん。地域の方々と共に益々のご活躍を期待します。(深澤和紀編集委員)



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室⁽¹⁹²⁾) 所得税・贈与税関係 生命保険契約に係る 満期保険金等を受け取ったとき

Q. 生命保険契約に係る満期保険金等を受け取った時の所得税・贈与税の概要を教えてください。

A. 生命保険契約の満期や解約により保険金を受け取った場合には、保険料の負担者、保険金受取人が誰であるかにより、所得税・贈与税のいずれかの課税の対象になります。

満期保険金等の課税関係の表

保険料の負担者	保険金受取人	税金の種類
A	A	所得税
A	B	贈与税

なお、一時払養老保険等で保険期間等が5年以下のもの、および保険期間等が5年超で5年以内に解約されたものは、源泉分離課税が適用され、源泉徴収だけで課税関係が終了します。

所得税が課税される場合

所得税が課税されるのは、上記「満期保険金等の課税関係の表」のように、保険料の負担者と保険金受取人とが同一人の場合です。この場合の満期保険金等は、受取の方法により、一時所得または雑所得として課税されます。

① 満期保険金等を一時金で受領した場合

満期保険金等を一時金で受領した場合には、一時所得になります。

一時所得の金額は、その満期保険金等以外に他の一時所得がないとすれば、受け取った保険金の総額から既に払い込んだ保険料または掛金の額を

差し引き、さらに一時所得の特別控除額50万円を差し引いた金額です。課税の対象になるのは、この金額をさらに2分の1にした金額です。

② 満期保険金等を年金で受領した場合

満期保険金等を年金で受領した場合には、公的年金等以外の雑所得になります。

雑所得の金額は、その年中に受け取った年金の額から、その金額に対応する払込保険料または掛金の額を差し引いた金額です。なお、年金を受け取る際には、原則として所得税が源泉徴収され

贈与税が課税される場合

贈与税が課税されるのは、上記「満期保険金等の課税関係の表」のように、保険料の負担者と保険金受取人が異なる場合です。

また、満期保険金等を年金で受領する場合には、その年金を受け取る権利に対して贈与税が課税されます。

なお、毎年支払いを受ける年金（公的年金等以外の年金）に係る所得税については、年金の収入金額を非課税部分と課税部分（年金受給権に相当する部分とそれ以外の部分）に振り分けた上で計算します（注1）。

おって、年金を受け取る際には、原則として所得税が源泉徴収されます（注2）。

（注1） 実際に贈与税の納税額が生じなかった場合も、上記の方法で計算します。

（注2） 平成25年1月1日以後に支払われる生命保険契約等に基づく年金のうち、その年金の支払を受ける人と保険契約者とが異なる契約等で一定のものに基づく年金については、源泉徴収されません。

税制委員会：甕秀行、大池明、北澤剛 グループ稿
（監修：関東信越税理士会 松本支部）

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

経営レポート

貸手に係るリース会計処理と 収益認識に関する会計基準

公認会計士 内山 信太郎



先日、収益認識基準が絡んだ貸手に係るリース会計処理の相談を受けました。これまで製造業を中心とした会計監査に関与してきたため、貸手に係るリース会計に触れる機会は殆どありませんでした。せっかくの機会なので、この場で簡単に再確認してみたいと思います。なお、今回は収益認識に関する会計基準も関係しますので、会計処理は損益への影響に限定して記載しています。

ここで、収益認識に関する会計基準について簡単に説明します。売上計上のタイミングが従前の考え方(出荷規準や引渡基準等)から変更され、履行義務を充足したタイミングで計上するという考えに変更となり、計上する金額も履行義務に区分された金額を計上するという考えに変更されました。2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から原則適用となっていますが、導入(強制適用)されるのは上場企業等の大会社で、連結会社間での会計処理の統一性の観点から関係会社も含めての適用となっています。

さて、貸手に係るリース会計処理は、リース取引をファイナンスリース取引とオペレーティングリース取引に分類し、それぞれについて会計処理を適用します。まず、ファイナンスリース取引に分類されたものについてですが、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うとされています。企業会計基準適用指針第16号によれば、会計処理は以下の3つが挙げられています。

- ① リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法
- ② リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法
- ③ 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

上記②ですが、リース期間中の各期の受取リース料

を売上高として計上する方法で、代金回収等のタイミングで収益認識する割賦販売処理が想定されたものとなります。但し、収益認識に係る会計基準が適用されている現時点では、適用は認められなくなりました。割賦販売処理は、代金回収が長期に渡りかつ分割払いであるため代金回収上のリスクが高く、収益認識のタイミングを割賦代金の回収が確実となる時点(割賦金の回収期限到来日又は入金日)まで遅らせるということを背景にした処理でしたが、収益認識に係る会計基準では、顧客に支配が移転し企業の履行義務が充足された時点で収益を認識するという考えに基づいているため、割賦販売における支配の移転が資産引渡し時であるため、上記のような割賦販売処理を想定した方法は認められなくなりました。

①は、これは主として製造業、卸売業を営む企業が製品又は商品を販売する手法としてリース取引を利用する場合を想定しています。リース取引開始時にリース料総額で売上を計上してリース物件現金購入金額を売上原価に計上するものですが、一般的にはそのようなケースは少ないと思われます。

③は、②の方法が現時点では適用されないため①の方法を適用しなければ③の方法が適用されることとなります。現状では、③のケースが多いと思われます。これは、リース取引が有する複合的な性格の中でも金融取引の性格が強い場合を想定している処理で、リース料総額とリース物件の現金購入価額の差額を受取利息相当として扱い、リース期間に渡り各期へ配分するというものです。

一方、オペレーティングリースに分類された取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた処理を行います。これは、受取リース料が発生した都度収益計上するもので、シンプルな会計処理となっています。

収益認識基準の適用により会計処理を変更した場合の対応についても言及しておきます。原則的には新たな会計方針を過去の期間全てに遡及適用します。但し、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首利益剰余金に加減算し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することもできます。過年度比較情報を修正するのか、過年度比較情報は修正せずにその累積的影響額を期首利益剰余金に集約するのかの違いです。

以上、貸手に係るリース会計処理と収益認識に関する

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

る会計基準を駆け足で記載してみました。現行のリース取引に関する会計基準は、国際財務報告基準(IFRS)16号との整合を図るため改訂が予定されています。当初では、2026年4月1日以後開始する事業年度の期首から原則適用でしたが、改訂による影響が大きい小売業界からの反発で2024年3月までに基準整備完了の目途が立っていないため、適用時期が2027年度以降になる見通しとの記事が日本経済新聞に掲載

されました。適用時期が遅れる可能性があるものの、影響が大きい改訂なので今後の動向には注視していきたいところです。

内山信太郎 公認会計士税理士事務所
松本市岡田松岡 209-12

第19回会員親睦ボウリング大会開催

2月15日(休)、アピナボウル松本城山にて「第19回会員親睦ボウリング大会」が開催されました。本年は21チーム63名の皆様にご参加いただきました。和気あいあいと楽しい雰囲気の中、部会・企業・友人同士がプレイを通じて親睦を深めました。主な結果は下記のとおりです。



21チーム63名が参加

【個人戦】 1ゲームスクラッチ (同スコアの場合は年長者上位)

【男子】

優勝 180P 金森 隼太氏 【大和ハウス松本】
準優勝 173P 衣川 裕之氏 【J・NEXT】
3位 162P 大野 哲治氏 【大野建設】

【女子】

優勝 222P 丸山 美樹 さん【丸山電化サービス】
準優勝 139P 佐藤多恵子 さん【スナック莉子】
3位 120P 下里あゆみ さん【あづみ野エフエム放送】

【団体戦】 1ゲーム一人平均 (女性には1ゲーム15P加算)

優勝 三郷部会 158P
準優勝 安曇部会 144P
3位 大和ハウス松本 142P



渡辺厚生副委員長(右)より三郷部会チームに団体戦優勝トロフィーが贈られました

冬期特別研修会 開催報告

お笑い芸人に学ぶ!

豊かな人間関係を築くためコミュニケーション術

講師：村瀬 健 氏



2月16日、冬期特別研修会を開催いたしました(会場：松本市駅前会館)。今回の研修会では講師に放送作家/漫才作家の村瀬健氏をお招きし『お笑い芸人に学ぶ！

豊かな人間関係を築くためのコミュニケーション術』と題してお話を伺いました。

各方面で活躍する大勢のお笑い芸人を間近で見えてきた講師が、ビジネスの場面でも、プライベートの場面でもより良い人間関係を築くためのコミュニケーション術について【話の聞き方】に着目し、わかりやすく、ユーモアたっぷりにお話しくれました。大勢のご参加、誠にありがとうございました。



講師の村瀬健氏

税務署からのお知らせ

令和6年度 国税専門官採用試験要綱

- **概要** 国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官（国家公務員）を募集します。
- **受験資格** 1 平成6年4月2日～平成15年4月1日生まれの者
2 平成15年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
(1) 大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び令和7年3月までに大学を卒業する見込みの者
(2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- **試験の程度** 大学卒業程度
- **試験区分** 国税専門 A（法文系）、国税専門 B（理工・デジタル系)
- **申込み方法等** ○次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力
<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>  〈人事院 採用情報 NAVI〉
○受付期間
令和6年2月22日(木) 午前9時～3月25日(月) [受信有効]
- **試験日** 第1次試験 令和6年5月26日(日)
第2次試験 令和6年6月24日(月)～7月5日(金)
のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時
- **試験地** 第1次試験地 高崎市、さいたま市、新潟市、松本市ほか
第2次試験地 さいたま市ほか
- **合格者発表日** 第1次試験合格者 令和6年6月18日(火) 午前9時
最終合格者 令和6年8月13日(火) 午前9時
- **問合せ先** ○インターネット申込みに関する問合せ
人事院人材局試験課 TEL:03-3581-5311 内線 2332
午前9時から午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）
○上記以外の問合せ
関東信越国税局人事第二課試験係 TEL:048-600-3111 内線 2097
午前8時30分から午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

令和5年度 松本市内部会 ブロック別研修会のご案内

下記内容の研修会を開催いたします。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

*所属する部会にかかわらずどなたでもご参加いただけます。ご希望の内容をいくつ受講されても何名様でも、受講料は不要です。

*実施時間は、各日程とも14:00～15:30です。

*会場は、各日程とも「松本市駅前会館4階 大会議室」です。
(松本市深志 2-3-21 ※駐車場はございませんので近隣の有料駐車場等をご利用ください。)

*ご希望の際は当日でも構いませんので必ず事務局までお申込下さい。
(資料部数準備のためご協力ください：事務局 TEL0263-35-8080)

～ 令和5年度松本市内部会 ブロック別研修会 ～

①	3月11日(月)	Aブロック(上土・今町 六九・伊勢町・中央・深志・本庄 部会)
【法律分野】	『中小企業におけるパワーハラスメント～カスタマーハラスメント～』	
	○講師：三浦 守孝 弁護士(三浦法律事務所)	

②	3月15日(金)	Dブロック(西北・西部・南西 部会)
【経営分野】	『わが社の事業承継の選択肢を考える』	
	○講師：矢島 龍 中小企業診断士(株式会社 マネジメントアシスト)	

③	3月18日(月)	Cブロック(東部・南松本・寿 部会)
【経営分野】	『自社の生産性を高める、社内会議の技術』	
	○講師：矢島 龍 中小企業診断士(株式会社 マネジメントアシスト)	

④	3月22日(金)	Eブロック(芳川・南部・南東 部会)
【法律分野】	『中小企業における損害賠償の実務』	
	○講師：三浦 守孝 弁護士(三浦法律事務所)	

⑤	3月25日(月)	Bブロック(白板・城西・城東・北部・本郷 部会)
【労務分野】	『60歳定年後再雇用者の労働条件、今のままで大丈夫ですか?』	
	○講師：上嶋 宏 社会保険労務士(上嶋社会保険労務士事務所)	

「消費税申告一声運動実施中」



アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を 受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。

 法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

 **Aflac**

〈引受保険会社〉

アフラック

長野支社

法人会フリーダイヤル

 0120-876-505

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。

3月の予定

1日租税教室（才教学園小学校） 5日税制委員会グループ会議、青年部幹事会 6日女性部幹事会 8日正副会長会、第22回理事会 11日松本市内Aブロック研修会 15日松本市内Dブロック研修会 18日松本市内Cブロック研修会 22日松本市内Eブロック研修会 25日松本市内Bブロック研修会 26日決算説明会

決算説明会

(法人税・消費税の説明会 /2月決算法人対象)
3月26日(火) 午後2時より
松本市駅前会館 4階「大会議室」

2024 シーズン松本山雅FC主催試合 観戦チケットを抽選でプレゼント!!

J3リーグ松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼントいたします。注意事項をご確認いただき、下記方法にてご応募くださいますようお願い申し上げます。

【注意事項】

- ・チケットは会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは3枚ございます。1名の方にプレゼント。
- ・今回は3月20日[vs いわてグルージャ盛岡] から5月3日[vs ヴァンラーレ八戸]のチケットです。

【応募方法】

①お名前 ②企業名 ③ご連絡先（郵便番号・住所・電話番号）④ご希望される試合

※お一人様1試合とさせていただきます。右の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。

上記4項目をご記入の上、法人会事務局にFAX

(36-0839) で、3月11日(月)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

『対戦スケジュール』

節	試合日時	対戦チーム	キックオフ時間
J3リーグ5節	3月20日(水)・祝	いわてグルージャ盛岡	14:00
J3リーグ7節	3月31日(日)	FC 岐阜	14:00
J3リーグ9節	4月20日(土)	カマタマーレ讃岐	14:00
J3リーグ11節	4月28日(日)	カターレ富山	14:00
J3リーグ12節	5月3日(金)・祝	ヴァンラーレ八戸	14:00

【お問い合わせ】 法人会事務局(電話：0263-35-8080)

松本法人会会員証明書・出席票貼付台紙を当月号付録でお届けいたしました

決算期末を迎える会員企業の皆様にご利用いただくようご案内をしております「松本法人会会員証明書・出席票貼付台紙」(以下:「証明書・台紙」と表記)を、本号付録でお届けいたしました。

「証明書・台紙」は広報誌3月号と9月号に同封し、年2回、全会員の皆様にお届けしております。なお、ご使用方法に変更はございませんので、これまで同様にご使用いただきますようお願いいたします。

～「証明書・台紙」の使い方～

当会が実施する研修会や会議等にご出席いただいた(もしくは資料をお届けした)会員の方に「出席証シール」をお配りしています。この「出席票シール」を「証明書・台紙」に貼り、確定申告書類提出時に併せて

松本税務署にご提出いただくことで「当会会員企業であること」「諸行事への参加状況」を署にも確認していただいております(「出席票シール」が無い場合でも税務署にご提出願います)。詳しくは今号付録の「証明書・台紙」にてお確かめください。



インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,100社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD データのイラスト
デジタルカメラ
デジタル写真機
手書きのイラスト
素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0639

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080



松本市四賀 福寿草まつり 2024 (松本市四賀地区)



美しい福寿草が野山一面を彩ります。是非、お出かけください。

春の訪れを告げる福寿草の名所として知られる松本市四賀地区では、3月9日(出)～24日(日)に「松本市四賀福寿草まつり2024」が実施されます。暖かい日差しの中、黄色の
(澤田恵輔編集委員)

(本号編集委員)

深澤和紀
澤田恵輔



これから春に向かって暖かくなり桜が見ごろとなります。今年も、観光の方も外国の方もより多く来られ、より街に賑わいが出てきそうです。3月もまだまだ冷え込む日もありますが、お身体を大切にしながら日々楽しんでいきたいですね。(澤田)

有限会社 えぞ彫工芸社



箸作り体験 承ります

- 個人2名から / 団体体験 60名まで
- 企業や地域のイベントなど 県内外出張体験可



長野県SDGs 推進企業登録済



自分で作った箸で食べる
ごはんは最高に
美味しい!

箸作り体験受付中



有限会社 えぞ彫工芸社 <https://www.yuuin.com/>

お問い合わせ 090-9831-3962 担当:川口
〒399-8102 長野県安曇野市三郷温 5094-1
FAX: 0263-77-7747 Mail: info@yuuin.com

ホームページはこちら



～職人の川口が削る頭角合格箸も販売しております～

川柳コーナー

家計簿に

記入をやめて

へそくりに

一に吾

二に政党で

三に国

多数決

投票率は

番外に

無筆

あとがき

外に出歩く機会が多くなりました。その中で、見かけるのはインバウトの方々。松本圏域でも見かけることが多いですし、東京に行けば歩いてる人がほぼ外国人だと思えるくらいお越しになっています。

つい先日、日本のGDPがドイツに抜かれ4位になったと報道がありました。円安や経済成長が他国より少ないという要因があるそうです。確かに、ここ数十年は経済成長を感じませんし、さらに物価の高騰は経営や家計に大きな影響を及ぼしています。

海外では、物価の高さに驚かされます。ハワイでは、なんととうまい棒が99セント(日本円で約148円)、ヒレカツ弁当が5000円だそうです。ここまでですと高いなと思ってしまうですが、物価高を気にならないほど賃金上がり、税収も上がる、そんな好循環社会を作りたいものです。

これから春に向かって暖かくなり桜が見ごろとなります。今年も、観光の方も外国の方もより多く来られ、より街に賑わいが出てきそうです。3月もまだまだ冷え込む日もありますが、お身体を大切にしながら日々楽しんでいきたいですね。(澤田)

個人情報取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会

〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)

印刷所 アサカワ印刷株式会社